

岩手県告示第 137 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 21 年 2 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 106 号

（2）供用開始の区間 下閉伊郡川井村大字川井第 1 地割字上川井 33 番 1 地先から 21 番 1 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 21 年 3 月 18 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 2 月 13 日から同年 3 月 13 日まで

2（1）路線名 340 号

（2）供用開始の区間 遠野市上郷町平倉 41 地割 31 番 4 地先から平野原 3 地割 36 番 1 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 21 年 3 月 12 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 21 年 2 月 13 日から同年 3 月 13 日まで